

復興特別所得税のお知らせ

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、基準所得税額に対して 2.1% を乗じた金額が復興特別所得税として追加的に課税されます。

当社が取扱う商品・金融商品等につきましても、復興特別所得税が追加課税されることとなりますので、お取引されている商品・金融商品ごとに税率等をご案内申し上げます。

【 1 】 取引所デリバティブ取引の利益金等への課税

商品デリバティブ取引、取引所為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引については申告分離課税方式が適用され、個人のお客様が各年分の利益金等を確定申告する際に、所得税と復興特別所得税を併せて支払われることとなります。

具体的には、税率は以下の通りとなります。

取引所デリバティブ取引	～平成 24 年 12 月 31 日	平成 25 年 1 月 1 日～ 平成 49 年 12 月 31 日
商品先物取引 (申告分離課税)	所得税 15% 住民税 5%	所得税 15% <u>復興特別所得税</u> <u>所得税額 × 2.1%</u> 住民税 5%
Yutaka24 (くりつく 365) (申告分離課税)	同上	同上
ゆたかCFD (くりつく株 365) (申告分離課税)	同上	同上

※ 国内法人の場合は、法人課税されます。

(1) 平成 25 年 1 月 1 日以降の利益金等に対して課せられる税金の具体例

① 商品先物取引

申告分離課税方式で、年間(1 月～12 月)の損益を合算して算出された純利益(決済した時に生じた売買差金から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの)に対して、所得税 (15%)、復興特別所得税(所得税額×2.1%)、住民税(5%)が課税されます。

[計算例]

個人においては、商品先物取引の純利益額が 300,000 円とした場合、確定申告をして、所得税額 45,000 円、復興特別所得税額 945 円と住民税 15,000 円として計算されます。

所得税額 = 300,000 円 × 15% = 45,000 円

復興特別所得税額 = 45,000 円 × 2.1% = 945 円

住民税額 = 300,000 円 × 5% = 15,000 円

支払金額 = 45,000 円 + 945 円 + 15,000 円 = 60,945 円

② Y u t a k a 2 4(くりっく365)

申告分離課税方式で、年間(1月～12月)の損益を合算して算出された純利益(決済した時に生じた売買差金及び受渡したスワップポイントの累計から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの)に対して、所得税、復興特別所得税、住民税が課税されます。

[計算例]

①の商品先物取引の計算例と同様の計算になります。

③ ゆたかCFD(くりっく株365)

申告分離課税方式で、年間(1月～12月)の損益を合算して算出された純利益(決済した時に生じた売買差金及び受け取った配当相当額と支払った金利相当額の累計から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの)に対して、所得税、復興特別所得税、住民税が課税されます。

[計算例]

①の商品先物取引の計算例と同様の計算になります。

(2) 損益通算について

商品先物取引、Y u t a k a 2 4、ゆたかCFD等の商品・金融デリバティブ取引においては、年間差引損益等の通算ができます。通算額が損失の場合、確定申告しておきますとその損失の金額を翌年から最大3年間、商品デリバティブ取引や取引所・店頭デリバティブ取引等による所得から控除することができます。

【2】商品ファンドへの課税

商品ファンド等の利益分配金等に対してかかる所得税を源泉徴収する際に、所得税と復興特別所得税を併せて支払われることとなります。

具体的には、税率は以下の通りとなります。

商品ファンド(設定別)	～平成24年12月31日	平成25年1月1日～ 平成49年12月31日
ユタカ・トラスト・V 信託型 (源泉分離課税)	所得税 15% 住民税 5%	所得税及び 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%
ユタカ・インデックス・ファンド 匿名組合理型 (源泉所得税の上、総合課税)	源泉所得税 20%	源泉所得税及び 復興特別所得税 20.42%

※ 国内法人の場合は、法人課税されます。

(1) 平成25年1月1日以降の利益金等に対して課せられる税金の具体例

① ユタカ・トラスト・V

源泉分離課税方式で、利益分配金等(計算基準日における利益金等から消費税等の費用を控除したもの)に対して、所得税及び復興特別所得税(15.315%)、住民税(5%)が課税されます。

[計算例]

個人においては、商品ファンドの利益分配金等が300,000円とした場合、所得税額及び復興

特別所得税額 45,945 円と住民税額 15,000 円の合計額が源泉徴収されます。

所得税額及び復興特別所得税額

$$= 300,000 \text{ 円} \times 15.315\% = 45,945 \text{ 円}$$

$$\text{住民税額} = 300,000 \text{ 円} \times 5\% = 15,000 \text{ 円}$$

$$\text{源泉徴収額} = 45,945 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} = 60,945 \text{ 円}$$

② ユタカ・インデックス・ファンド

源泉所得税(20%)のうえ総合課税方式で、利益分配金等(計算基準日における利益金等から消費税等の費用を控除したもの)に対して、源泉所得税及び復興特別所得税(20.42%)が課税されます。

[計算例]

個人においては、商品ファンドの利益分配金等が 300,000 円とした場合、所得税及び復興特別所得税 61,260 円が源泉所得税として徴収されます。

所得税額及び復興特別所得税額

$$= 300,000 \text{ 円} \times 20.42\% = 61,260 \text{ 円}$$

$$\text{源泉徴収額} = 61,260 \text{ 円}$$

(2) 損益通算について

- ① ユタカ・トラスト・Vは、源泉分離課税方式ですが、他の所得との損益通算並びに損失の繰越し控除ができないため、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税等の還付は受けられません。
- ② ユタカ・インデックス・ファンドは、源泉課税の上、総合課税となるため、確定申告をすることにより源泉徴収された所得税及び復興特別所得税等の還付を受けられることがあります。

(1) 本紙は発行時点における法令その他の情報を基に作成しております。

(2) お客様の個別具体的な税務上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談下さい。

以上